「基本設計及び用地に関する説明会」質疑応答の概要 (平成23年1月20日(木)練馬区立泉新小学校)

本資料は平成23年1月20日(木)練馬区立泉新小学校で開催された「基本設計及び用地に関する説明会」での質疑応答の概要を国土交通省東京外かく環状国道事務所が取りまとめたものです。

質問者

- ・ 個別の用地交渉は、いつ頃を予定しているのか。
- 住居は、いつまでに移転をする必要があるのか。
- 事業範囲内に、土地が全て入っている場合と部分的に入っている場合とでは補償額が異なるのか。

回答者

(国)

- ・ 今年度は、生活再建に関する相談を随時受け付けており、買い取りの申し出があれば対応している。
- ・ 土地や物件を調査し、補償内容を説明する際に、移転の時期を協議させていただく。移転期間が 1 年以上になる場合は、契約の時期についてご相談させていただきたいと考えている。
- ・ 事業に必要な範囲を買収させていただくことを基本として、残地は財産価値などが下がる分を補償 する。

質問者

- ・ 本日の説明会は、法的根拠がないのになぜ開催するのか。
- ・ 外環の事業主体は誰で、全体事業費はいくらなのか。
- · 今後の具体な予定がわからない状況で、なぜ用地買収の話を進めるのか。

回答者

(国)

- ・ 生活再建を進める中で、皆様から道路の幅が明確にわからなければ、生活再建の希望のしようがないといった意見が多く寄せられた。よって、道路の幅を示し、それを踏まえたうえで生活再建を希望する方の対応をさせていただくために説明会を開催させていただいた。
- ・ 事業主体など今後のあり方については、現在検討中である。現時点での事業主体は、国土交通省または高速道路会社である。全体事業費は、1兆2,820億円と見込んでいる。
- ・ 事業を実施する方針に変わりがないことから、事業主体を決めるという作業のために、現に生活に 支障が生じていてお困りの方をお待たせすることのないように、生活再建という形で対応している。

質問者

・ 外環の整備により、地上部が陥没するのではないか。

· 費用便益の算出根拠が曖昧なので、再検証すべきではないか。

回答者

(国)

- ・ トンネルの大部分は、シールド工法で施工し漏水防止のための措置などを行う予定である。また、 工事中も周辺の観測を行いながら施工するため、地上部が陥没するようなことはないと考えている。
- ・ 平成 22 年 4 月に再検証した結果、必要であるという結論が示されている。その際の算出根拠を残しておくべきという方針になったことを踏まえて、現在作業を実施している。

質問者

- ・ 用地幅杭は、現地にどの様に設置するのか。
- ・ 八の釜の保全措置を検討する際には、広く周知をしてから検討すべきではないか。

回答者

(国)

- ・ 用地幅杭は、長さ 60cm、断面が 6cm 角程度の木杭である。これを 10~20m 間隔で設置する。コンクリートやアスファルトのようなところでは鉄製の鋲を設置する。
- ・ 八の釜の保全措置の検討にあたっては、オープンハウスや八の釜意見を聴く会などを順次開催し、 地域の方々のご意見をいただきながら進めたいと考えている。

質問者

- ・ 換気所からの排出ガスにより、周辺地域に大気質への影響はないのか。
- ・ 八の釜周辺には、自然を生かした緑地帯や公園を整備するべきではないか。

回答者

(国)

- ・ 平成19年4月の都市計画変更時に環境影響評価を実施しており、問題がないとの結果が示されている。今後、事後調査を実施して状況を確認し、想定していなかった状態となっていた場合は追加の保全措置を実施する。
- ・ 八の釜の保全措置の検討にあたっては、オープンハウスや八の釜意見を聴く会などでいただいた意見を踏まえて進めたいと考えているので引き続きご意見をいただきたい。

質問者

・ 外環は、どれ位の工期で、どれ位の予算となるか、ある程度明示すべきではないか。

回答者

(国)

・ 外環の全体事業費は1兆2,820億であり、今年度は約80億円の用地費が配分されている。それ以上 具体にはお示し出来ないが事業としては実施していく。

以 上